

国士舘大学における知財教育

～現職弁理士による国士舘大学での知財教育の成果と新たな取り組み
「警察官」向け知財教育へのチャレンジ～



国士舘大学副学長 会員 **飯田 昭夫**

要 約

国士舘大学法学部では平成 17・18 年度に現代ビジネス法学科のカリキュラム改革を行い、弁理士を重視した知財実務に関連する法律科目を充実させ、将来中堅社員として弁理士とコミュニケーションが楽にとれる企業知財人材育成を始めた。平成 18 年には大学院に総合知的財産法学研究科が開校され、企業活動における高度な知財専門家の育成を行ってきた。その結果、知的財産管理技能検定・ビジネス著作権検定・ビジネス実務法務検定等の合格者を多数輩出する共に、弁理士試験合格者 8 名、中国司法試験合格者 1 名とある程度の成果を得た。来年度は理工学部で法学部とのコラボ授業を開始する。今後は、本学の特色の 1 つである警察官試験合格者数全国第 2 位という切り口で、体育学部～法学部にまたがる学部横断的知財教育を試みる予定である。町のおまわりさんから子供に知財の「知」の字でも伝われば、底辺からの知財教育に役立つものと考えている。

目次

1. はじめに
2. 大学教育改革と知財教育
3. 国士舘大学法学部における知財教育の取り組み
4. 国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科での取り組み
5. 法学部最先端技術関連法研究所での取り組み
6. 警察官・地方公務員志望者に対する学部横断的教育への試み
7. 結び

1. はじめに

「弁理士こそ！生きた知的財産活用を学生に教える適切な教員」であるという小生の考えを皆様にも共有して頂きたく、国士舘大学で試みている知財教育と新たな取り組みについて紹介する。特許事務所内の現場感覚を将来の知財人材育成に役立ててほしい。

実務家教員（弁理士）と研究職教員による知財教育こそ生きた知財教育

国士舘大学は、いまだに硬派の体育系大学で知的財産法とは無関係との大学と考えている人がいるが多いかもしれないが、現状はごく普通の男女共学の総合大学（在学生数約 13,000 人 来年創立 100 周年）である。平成 17・18 年に法学部現代ビジネス法学科でカリキュラム改革が行われ、思い切った知財教育が開始された。平成 18 年より、著作権に関しては研究職（専

任）教員 2 名（三浦正広教授、本山雅弘教授）、産業財産権に関しては実務家（専任）教員（弁理士）2 名、その他客員教授・非常勤講師 3 名の弁理士による新たな教育の試みの幕が切って落とされた。小生は平成 17 年に、弁理士 32 年の実務家教員（教授）として赴任し、大学院研究科長を経て昨年 12 月 1 日付で副学長に就任した。平成 18 年には大学院に知財専門の「総合知的財産法学研究科」が開校され、大学院に新たに 9 名の弁理士が教員として加わり、現在法学部に 5 名、大学院まで含めると 13 名の弁理士の資格を有する教員（専任教授・非常勤講師・客員教授）が教育活動をしている（法学部と大学院を兼任する教員 4 名）。本学における知財教育は、現在は法学部と大学院知的財産法学研究科で行われている。学部における知財教育の目的は、中堅企業で著作権を含む知的財産権に係る問題が生じたときに社内である程度対応でき、且つ必要に応じて専門家である弁理士・弁護士に適切な相談内容を伝えることができる“企画・法務・総務担当者”の育成であり、少なくとも知的財産管理技能検定 3 級程度の知識は有する知財ビジネス人材を育成することである。言い換えれば、弁理士が日常的に感じている、クライアントにこんな知識があればよりスムーズに知財問題が解決できるのではないかと考えている点

を重視した現場向きの知財基礎教育を目指している。

大学院は、著作権・産業財産権に関してより専門的知識を有し、実務的処理能力を有する人材の育成を目的とし、多様なバックグラウンド（法文系出身、理工系出身、経営系出身、その他企業経験者）を有する学生が、そのバックグラウンドに関する分野で高度な知的財産権処理等を行うことができる専門家として育つことを目指している。

学部・大学院ともその教育成果は、知的財産管理技能検定2・3級、ビジネス実務法務検定2級、ビジネス著作権検定上級試験の多数の合格者を輩出し、弁理士試験合格者も8名、中国弁理士1名、免除による弁理士登録1名等を輩出したことからわかる。企業で知的財産処理活動をしている卒業生も多い。

平成17年度からはじまった学部教育、平成18年度からはじまった大学院教育は順調に進んでいるので、今後は本学の特性を活かした学部横断的教育（警察官・地方公務員志望者必須講義）に取り組む予定である。

尚、参考までに弁理士教員は小生以外に、（順不同）：鷹取政信先生・後藤晴男先生・林実先生・田辺恵先生・伊藤高英先生・小林保先生・小西恵先生・神保欣正先生・田村榮一先生・中川裕幸先生・三島景治先生・本宮照久先生が現役で、定年退職された三澤正義先生（本学出身の弁理士第1号）・古谷史旺先生・森哲也先生・大塚明博先生がいる。

2. 大学教育学改革と知財教育

現在、大学に求められている教育は皆さんが大学時代に経験した大学の授業スタイルとは大きく変貌している。

大教室で教員が一方的に講義を行うスタイルは過去のものになりつつある。

少し前まで、大学では何年も使い古したノートを片手に講義することも不思議な世界ではなかった。しかしながらそのような従来型教育をイメージしていると、現在必要とされる大学教育とはズレが生じ、弁理士が非常勤講師になるときに戸惑いを覚えることになる。国士館大学も平成18年、大学院総合知的財産法學研究科開校以降、毎年研究科専任教員によるFD（ファカルティ・ディベロップメント：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称）研修を行っている。現在は全学FD委員会の下で

全学FD活動がどの大学でもなされていると思う。正直、生きている知財を扱う知財産教育の現場では、授業改革は待ったなしで進める必要がある。理工系科目の場合、高校でアクティブ・ラーニング（課題の発見と解決に向けての主体的・共同的に学ぶ学習）を実践しているところもあるので、大学でグループワークやアクティブ・ラーニング形式の授業を行ってもあまり問題は生じない。しかしながら社会科学系の学生に対しては、ゼミという小単位の講座を設けていなければ、アクティブ・ラーニングを行うのは困難なときがある。ここでなぜ、このことを述べるかということ、弁理士の多くは、受験生や企業知財担当者という目的意識の高い受講生を対象にした講演・講義を経験し、大学における講義も講義型授業でよいと考えがちなので、その点を先ず意識改革して頂きたいからである。

また、ここ数年、シラバス作成において、授業外学修（どこまでを予習してくるか。授業終了後どのような復習をすべきか）の設定をかなり詳細に求められるようになり、大学教員は非常勤講師を含めてシラバス作成に多大な時間を費やしている。ただ単に多くの予習課題などを課すだけでは学生に身のある授業外学修の成果を求めることにはならない。必要なのは、講義中に、課題に対する関心を高め、さらに知識を得ようとする意欲を醸成することである。これまで、大学教育の目的が、学問的な体系や厳密さで、社会人が必要とする活動力や社会性とは異なっている面も存在した。しかしながら、多くの学生が求めているのは、専門性ではなく、卒業後、日々、新たな情報と社会情勢の変化に対応するため、自学自習や協働作業ができるという自信である。また、企業が学生に期待するものが、積極性・主体性・チームワーク・コミュニケーション能力であり、それらも、大学教育の一部にならざるを得ない。

アクティブ・ラーニングはそれぞれの教員が工夫して行っているので、FD活動の一環として、教員は他の教員の授業を参考にすることが必要である。本学では、FD活動として授業公開日を定め、他の教職員が授業参観できるようにしている。これにより、他の教員の教授方法を学び、自分の授業に組み入れることができる効果がある。

学生による教員アンケートが実施され、講義について学生からの要望が直接教員に伝わり、そのアンケート結果をシラバスに反映させることが義務となっている

る。本学法学部での知的財産法の講座は、1講座で始まったが、履修登録数（受講生数）が100人以上となり、新たに競争コマとして別の教員による知的財産法の講座が設けられた。特許法からはじめる弁理士の授業、著作権法からはじめる研究職教員の2講座である。1つ目は火曜日の1時限目の講義であるにもかかわらず111名の学生が履修しており、2つ目は、水曜日の4時限目で222名の学生が履修登録している。このように大教室の場合は、講義型授業とならざるをえないので、教員によっては、TA（大学院生のチーリング・アシスタント）を活用するなど工夫している。従来型の講義スタイルから如何に脱却した授業ができるかが教員の能力・評価にも関係してくるといえる。

この点、現職の弁理士の場合、大教室となっても、パワーポイントを使用して興味ある実例を紹介しながら考える授業を行うことができる。是非とも現職弁理士として生きている知財教育をしていただけると有難い。

3. 国士舘大学法学部における知財教育の取り組み

法学部には、伝統的な法律学を学ぶ法律学科と時代の要請に対応できるビジネスに必要な法知識を身につけることを目的とする現代ビジネス法学科の2学科がある。

現代ビジネス法学科では、1年次～4年次まで「少人数教育」であるゼミの演習を必修科目とするとともに、次の3通りの特色ある「学び」ができる。現代におけるビジネス実務を実務家教員から学ぶとともに現代企業論、企業法務論などビジネスを規律している法を学び、①企業法、銀行取引法、金融商品取引法、行政法、企業犯罪と法など国内ビジネス法を中心とした学び、②知的財産法、特許と法、著作権と法、デザインと法、知的財産と紛争、デジタルコンテンツ法、特許明細書作成など知的財産法を中心とした学び、③英米法、EU法、国際取引法、国際経済法、国際民事紛争処理法など国際的なビジネス法を中心とした学び、ができる。

これらを学ぶ学生は、授業の単位だけでなく社会でも認知されている多くの資格を取得する者が多い。現代ビジネス法学科では、司法書士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引主任者だけでなく、法学検定、ビジネス実務法務検定、ファイナンシャル・プランニング技能検定、知的財産管理技能検定などに合格した場合には、所定の単位を付与し、資格の取得を勧めて

いる。

ここで、参考までに現代ビジネス法学科の3ポリシーを紹介する。3ポリシーは入学したい学生に予め、本学科では、どのような学生に入学してもらいたいか、その学生に入学後どのようなカリキュラムを提供し、卒業時にはどのような人になってもらいたいかを伝えるもので、各大学とも明示することが義務付けられている。非常勤講師にもこのポリシーに従った授業内容にすることが要求される。

(1) 教育研究上の目的

グローバル化・情報化が進む企業社会では、近年、解決困難な問題が次々と生起しており、これに対応できる新しいビジネス法学教育が求められている。本学科は、このような要請に応えるため、企業法務を中核とし、これに加えて国際ビジネスと知財ビジネスという2分野にわたるビジネス法学の基礎的知識を修得し、グローバルに活躍することができる人材を育成する教育・研究を目的としている。この目的を遂行するために、チャレンジ精神・プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力などの「企業人基礎力」をも重視する教育に取り組んでいる。

(2) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ①知識・理解：高等学校で履修した主要教科について、基礎的な知識を有しており、基本的内容を理解している。
- ②思考・判断：社会に関する様々な問題を論理的に思考し、他者との対話を通じて理性的判断ができる。
- ③関心・意欲：様々な社会に関する諸問題について関心を有している。本学科の教育を通じて得た知識により、グローバル化した企業社会に貢献しようとする意欲を有している。
- ④態度：資格・検定、スポーツ・ボランティアなど活動において、自ら高い目標を掲げ努力を続けてきている。
- ⑤技能・表現：社会に関する諸問題について、討論や文章を通して自己の見解を適切に表現できる。

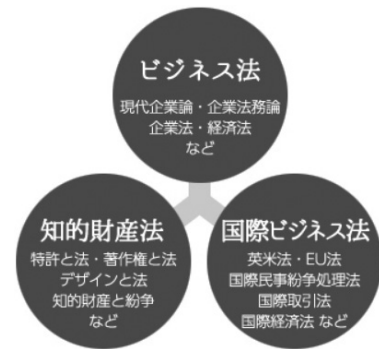
(3) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ①企業法務を中核とし、これに加えて国際ビジネスと知財ビジネスという2分野については、4年間で基礎から発展へと順を追って体系的に履修できるだけでなく、ビジネスに関連する経済・経営・国際関係

に関する科目をも配置している。

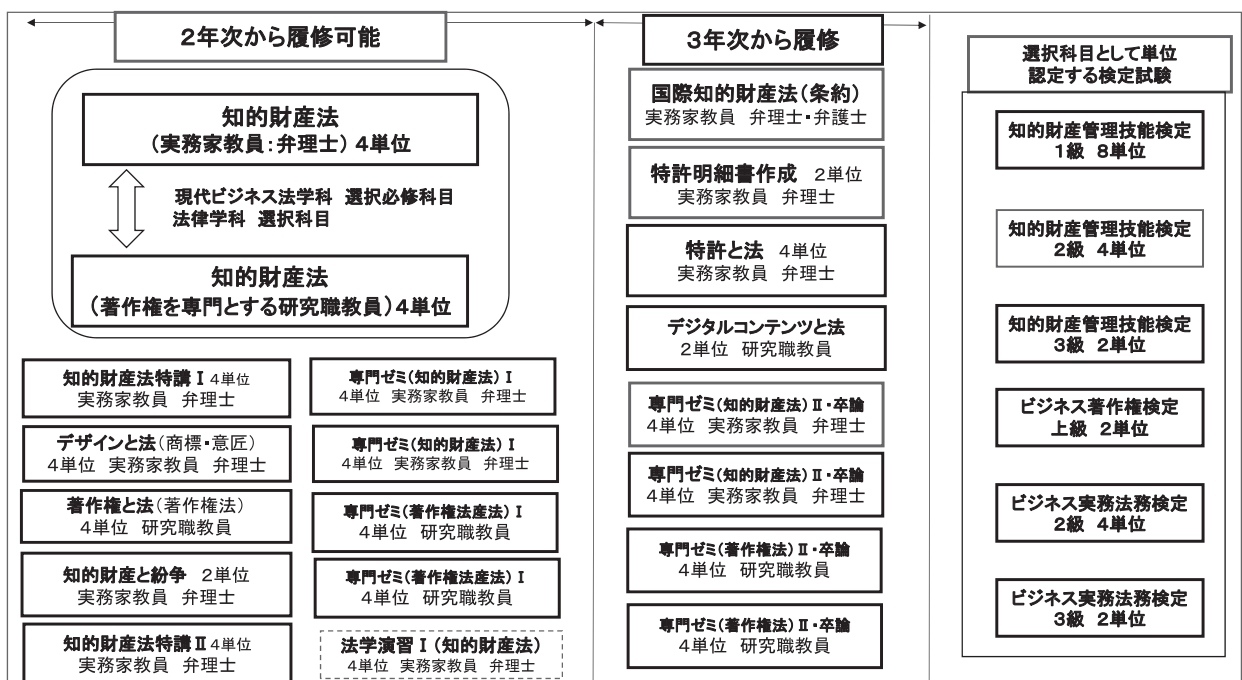
- ②現代企業論，企業法務論，企業犯罪と法，税と企業，裁判外紛争処理法など，斬新な科目を配置している。
 - ④近年，企業法務においては知的財産法に関する知識が不可欠になってきているが，知的財産法，特許と法，著作権と法，デザインと法など，知財ビジネス系の科目については他大学に見られない充実した科目配置を実現している。
 - ⑤1年から4年まで演習（ゼミ）科目を必修とし，少人数で主体的な学習を身につけつつ，多彩な応用科目を選択科目で学びさらに発展的知識を身につけることができる。
 - ⑥学年ごとに，無理のない効果的な学習ができるように履修上限単位を設けている。
シラバスに示した成績評価の判定基準を厳格に適用している。また，基礎科目は履修しやすい時間帯に配当している。学生による授業改善アンケートを活用して，その結果を学生にフィードバックする双方向システムを構築している。
 - ⑦資格試験や公務員試験を目指す人のために，法研指導という試験対応科目を設けており，ビジネス実務法務検定試験や知的財産管理技能検定試験の受検を推奨している。
- (4) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）：出口
- ①知識・理解：ビジネス法学についての体系的・専門的知識および应用能力を身に付けている。

- ②思考・判断：広い視野と柔軟な思考によって，ビジネス法学に関する課題解決能力を身に付けている。
- ③関心・意欲：企業法務・国際ビジネス・知財ビジネスの分野で活躍しようとする意欲がある。
- ④態度：ビジネス社会人としての自覚を持ち，積極的に責任を果たそうとする。
- ⑤技能・表現：プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力などの技能を身に付けている。



法学部では，知的財産に関する授業としては，現代ビジネス法学科に主たる科目，知的財産法，知的財産特講Ⅰ，知的財産特講Ⅱ，著作権と法，デザインと法，特許と法，国際知的財産法，デジタルコンテンツと法，特許明細書作成，知的財産と紛争が配置されている。法律学科には，知的財産法の講座と知的財産法演習（ゼミ）が設けられている。

知的財産法の講座は，4単位で1年間の講座（本年度入学生からは Semester制を導入し，2単位・2単位で1年間となる）であり，現在ビジネス法学科と法律



学科どちらからも受講できる講座である。本科目は、知的財産法の入門講座であるので、本年度の受講生の数は、火曜日1時限目の「知的財産法」（非常勤講師 弁理士）の履修登録119名、水曜日の4時限目の「知的財産法」（教授 著作権法）の履修登録222名と合計341名（法律学科・現代ビジネス法学科とも1学年の数は各約200名）と予想外の人数であり、少人数教育を目指している本学としては、異例な状況になっている。知的財産法は、法律学科では3年次から履修可能となっているにもかかわらず、水曜日の「知的財産法」では法律学科から100名以上の履修登録生がいるほどの人気科目であることがわかる。

知的財産法と知的財産法特講Ⅰ・Ⅱの講義内容は各教員自由となっているが専門分野の違いにより多少シラバスも異なる。概略を示すと次のようになる。

知的財産法（著作権法専門教員）：

教員は著作権法を専門とする教員であるので、著作権法関係14回、特許法・実用新案法9回、意匠法1回、商標法1回、不正競争防止法1回、条約1回、その他全般3回。

知的財産法（弁理士：産業財産権）：

教員は弁理士（企業出身）であり、特許・実用新案法13回、意匠法2回、商標法3回、不正競争防止法1回、著作権法8回、その他全般3回。

知的財産法特講Ⅰ（弁理士）（履修登録12名）

特許・実用新案法12回、意匠法2回、商標法5回、不正競争防止法2回、著作権法3回、条約2回、諸外国の知的財産法1回、種苗法その他の知的財産法1回、判例等2回、その他。

知的財産法特講Ⅱ（弁理士）（履修登録9名）

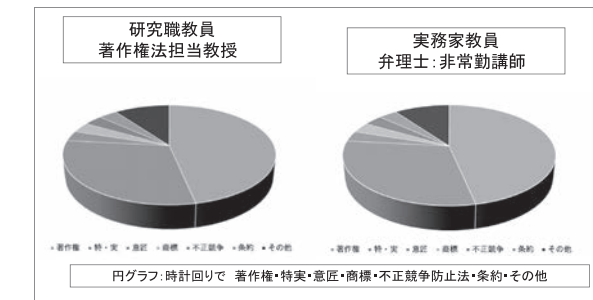
民法基礎1回、特許法8回、意匠法2回、商標法2回、著作権法2回、特許法以外での技術保護（営業秘密）3回、意匠法以外でのデザイン保護（形態模倣）1回、ハーグ協定による意匠国際保護1回、SWOT分析とワークショップ1回、新製品を売り出すために必要な法的処理の考え方1回、知的財産の活用2回、企業の知的財産戦略2回、産業財産権に関する国際的保護のための条約1回、調査の実践1回である、その他。

アクティブ・ラーニング&ワークショップの授業

知的財産法の授業は学生数が多すぎるので講義型の授業とならざるを得ないが、知的財産法特講のような人数の少ない科目では、アクティブ・ラーニングとワークショップを盛り込んだ授業を行っている。アクティブ・ラーニング、ワークショップでは、院生がTAとして学生の中に入り参加型授業を盛り立てている。知的財産法特講Ⅱは、学生の希望で特別に開講された授業であり、当初土曜日の1時限目を学生が希望していたが、学部の方針として土曜日には正規の授業を開講しないことになり、金曜日の授業に変更された。知的財産法特講Ⅰ・Ⅱは基礎科目としての知的財産法を学んだことを前提とした授業であるので、知的財産法では学ばなかった種苗法、関税法、独禁法、民法、不正競争防止法、安全保障貿易管理など、企業の知財活動、技術の輸出等に実際に必要となる知識の習得と活用法を学ぶ。

本大学の卒業生の“身の丈に応じた企業の中間管理職”として企業に寄与できることを目的とした授業である。それ故、困ったときは卒業後であっても実務家教員にメール等で相談できるようにしてある。現実には5年ぐらい前に卒業した学生からも相談メールがまだに届く。弁理士の紹介要請も多いので、弁理士の紹介にも寄与している。

このように、知的財産法の講義と知的財産法特講の講義を受けた学生は知的財産管理技能検定に興味を持ち、自主的に検定試験用の勉強をするようになった。



大教室での授業風景（200人以上の教室）

3級合格者数大学ランキングも、平成25年11月試験10位、平成26年3月1位（日大と同列）、平成27年3月5位、平成27年7月9位とある程度の合格者をキープしている。学部2年生で2級に合格する者もいる。

このような、知的財産の総合的勉強とは別に、各法律について深く学ぶ講座も準備され、学生が学ぶオプション科目は充実している。「著作権と法」は特に履修登録が多く（現代ビジネス法学科の学生111名履修）、また卒業後、企業内で著作権処理の実務を行っている者も複数輩出している。著作権の実務処理に関する卒業生からの質問も多くなりつつある。このような実務問題処理に関しては、研究職教員と実務家教員が協働して相談に応じるケースが多い。専門分野に特化した講義課目には次のものがある。

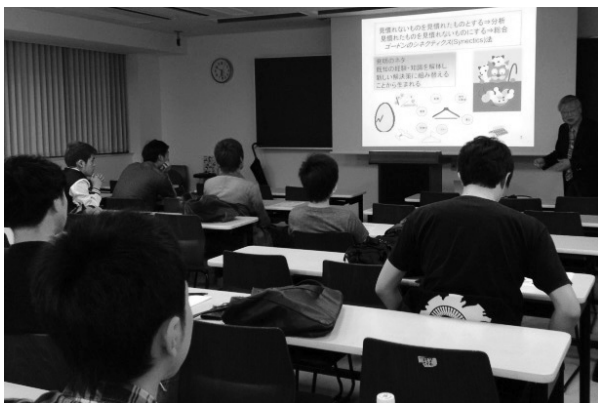
専門分野に特化した講義課目

知的財産法で知的財産法の基礎を学んだ学生が次の選択肢として次の科目を選ぶ。

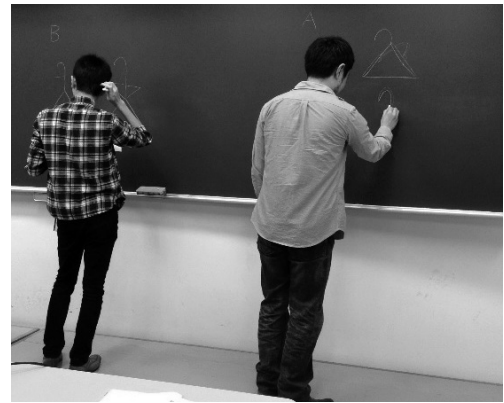
「著作権と法」（履修登録111名）、著作権法に関する詳細な講義科目である。

「デザインと法」（履修登録62名）、商標法と意匠法に関する詳細な講義課目であり、商標や意匠に関連する不正競争防止法の説明も行う。

「特許と法」（履修登録14名）、技術に関する保護に関するアクティブ・ラーニングを主体とする科目で、特許法、不正競争防止法、知財ミックスとしての意匠の活用も盛り込まれている。アクティブ・ラーニング、ワークショップ型の授業であるので、履修生の数は年度により変動が大きい。次の写真は発明の発掘に関して、アクティブ・ラーニング&ワークショップ型授業風景である。



問題提起をさせる



グループごとに黒板に記載して発表

「国際知的財産法」（履修登録2名）、知的財産権に関する国際的保護（各種条約）に関する講義であり、毎年20名近くの履修生はいるが、本年は極端に履修生が少ない。人数は少なくとも欠席者が少ない授業である。「デジタルコンテンツと法」（履修登録14名）は著作権のうちデジタルコンテンツに限定した著作権法等の授業である。

「特許明細書作成」（履修登録5名）知的財産保護に関する特許出願書類と明細書に関する授業である。

「知的財産と紛争」（履修登録11名）知的財産権の事件に関する判例研究の授業である。

その他、特許調査等検索実習を含めた授業

知的財産特I・II、特許と法、知的財産法ゼミでは、特許調査、意匠調査、商標調査もTAのサポートを受けながらパソコンルームで各自1台のパソコンを使用して特許情報プラットフォームを活用した実践教育を行う。就職後非常に役立ったと卒業生から報告を受けている。

知財研修室と知財アカデミー合宿

本学科の特徴は、これらの科目とは別に、検定試験合格をもって単位認定する国家試験、民間検定試験があることである。知的財産管理技能検定、ビジネス著作権検定、ビジネス実務法務検定、通関士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など実践的なものを自主的に学ぶことにより就職後実践的に役立っている。

尚、学生の自主的な勉学をサポートするため、授業とは全く関係なく勉強する場を提供するシステムとして、法学研修室と知財研修室（共用）が設けられている。図書館とは別の専用教室で各自勉学に励んでいる。夏には、総合知的財産法学研究科の院生と合同の知財合宿（知財アカデミー）を2泊3日で毎年開催。学部学生と院生との交流の場として役立っている。合宿での写真を示す。



知的財産学部・学科ではないことも特徴

注意していただきたいことは、現代ビジネス法学科は知的財産専門学科ではなく、あくまでビジネスに必要な法律を学ぶ学科であり、知的財産法に関する科目は選択科目（選択必修科目でもある）の1つとして準備されているに過ぎないことである。重要なのは、現代企業論、憲法、財産法入門、法情報学が必修科目であり、経済法、国際経済法、企業犯罪と法等その他ビジネスに必要な法律科目が多数用意されていることである。

参考までに現代ビジネス法学科の全体カリキュラムは次のとおりであり、決して知的財産権法に偏りをかけているのではなく、就職後、企業活動として必要なビジネス関連法の中で、知的財産権を理解・活用することである。このカリキュラムの良いところは、企業活動の1要素としての知的財産活用・知的財産権の必要性を学べることであり、知的財産権に疎い企業で知的財産に関する問題が生ずれば、適切に処理するに

はどうしたら良いかの意見を上司に伝えることができる人材育成につながることである。

専門科目だけの学年配当を次に示す。

学生の履修例としては次のような「知的財産法履修モデル」が学生便覧に紹介されている。

3年次：Bさん

弁理士資格を取得して商標の仕事をしてみたいと思っています。今は特許庁の業務や世界的な役割についても勉強中です。

	月	火	水	木	金	土
1限	-	-	特許明細書作成	-	-	-
2限	-	-	-	-	専門ゼミⅠ (知的財産法)	-
3限	国際法	-	-	デザインと法	知的財産法特講Ⅱ	-
4限	-	国際知的財産法	-	知的財産と紛争	-	-
5限	文献講読(独語)	-	-	英米法	特許と法	-
6限	-	-	著作権と法	-	-	-
7限	-	-	-	-	-	-

4. 国士舘大学大学院総合知的財産法学研究科での取り組み

本研究科は、平成18年に、専門職大学院ではなく、通常の研究職大学院の1つでありながら、限りなく実務を重視した研究科として誕生した。

本研究科では、時代の要請に応じて知的財産を法的に支えることができる高度な職業的知的財産専門人材を、法律をベースにして育成する。更に、法律系出身

		1年次	2年次	3年次	4年次
現代ビジネス法学科の専門科目の例	必修科目	現代企業論 憲法・民法入門 法情報学・入門ゼミ	企業法・行政法 契約法・専門ゼミ 企業法務論 知的財産法 国際取引法	英米法・専門ゼミⅡ 保険法 法律英語 税と企業	卒論
	選択必修科目		企業犯罪と法 外国法基礎 現代家族と法 EU法 消費者と法 ミクロ・マクロ経済 税と生活 人事管理論 裁判外紛争処理法 簿記原理 労使関係と法 著作権と法 デザインと法 知的財産法特講Ⅰ 知的財産法特講Ⅱ 知的財産と紛争	保険法 法律英語 税と企業 独法 仏法 国際法 倒産処理法 国際法特講 国際金融論 国際経済法 財務諸表論 不法行為法 国際民事紛争処理法 特許と法 国際知的財産法 特許明細書作成 デジタルコンテンツと法 社会福祉と法 文献講読(独)(仏) スポーツ法学 現代企業論特講 金融商品取引法	
	選択科目		国際関係論 経済学原論 国際刑事司法と紛争処理		

**選択科目単位認定
資格・検定**

司法書士
知的財産管理技能検定1級
ファイナンシャル・プランニング技能検定2級
社会保険労務士
宅地建物取引士
行政書士
法学検定アドバンス上級
ビジネス実務法務検定2級
知的財産管理技能検定2級
通関士
ファイナンシャル・プランニング技能検定3級
知的財産管理技能検定3級
法学検定スタンダード中級
ビジネス著作権検定上級

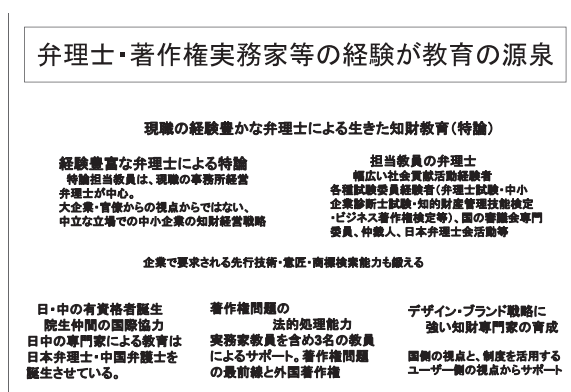
その他
自由選択枠 キャリア形成
随意科目 法研指導

者には関連法と経営系・理工系の知識を、理工系出身者には法律・経営系の知識を身につけることにより、知的財産に関する諸問題を総合的に解決することで社会に貢献できる法的思考力と実践力を習得させる。例えば、企業に知的財産戦略をコンサルティングし知的財産支援により海外進出をサポートできる知的財産に精通した専門家を育成することがこの研究科の目的である。この目的達成のために次のようなシステムを設けている。

(1) 現職の経験豊かな弁理士を多数配置したによる 生きた知財教育

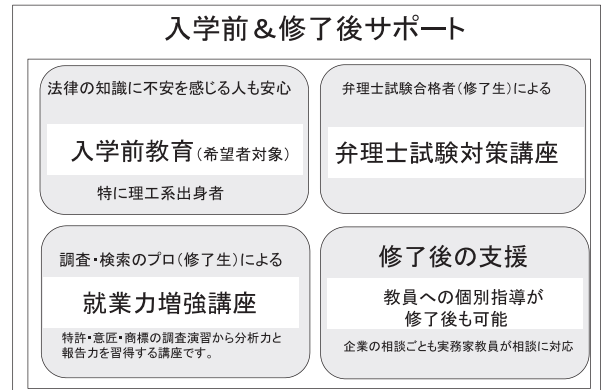
実務家教員は、幅広い社会貢献活動経験者（弁理士試験・中小企業診断士試験・知的財産管理技能検定・ビジネス著作権検定等の試験委員、国の知財関連委員会専門委員、仲裁人、日本弁理士会知的財産支援センター活動等）であり、大企業・官僚からの視点からではない、中立な立場での中小企業の知財経営戦略と、実務上必要な総合知的財産活用能力とは何かを具体的な事例などで学生に理解させる。そのために、企業で要求される先行技術・意匠・商標検索能力も鍛える。著作権実務に関しては放送関係の著作権に強い放送局出身の教員、意匠実務に関しては特許庁意匠課長山田繁和客員教授が担当している。

意匠法に関しては、特に実務教育に重点をおいている。特に現職の特許庁意匠課長による講義は、毎年新鮮であり、外部からの弁理士の聴講生も多い。毎週白熱した質問が出されている。意匠法担当の教員は3名である。修了生の中には、意匠専門として企業に就職する者もいる。また学生の中には意匠審査官試験を受けようとする者もいるなど、デザイン創作からの関与もできる人材が育ってきている。とかく軽視しがちな意匠戦略を国際的に扱う人材が生まれてきている。



(2) 入学前教育・弁理士試験対策講座・就業力増強講座・修了後のサポート体制

①希望者には入学前教育（入学前に知的財産法の基礎を学べます）を受けることができるようにしている。



②修了生(OB / OG)による弁理士試験対策講座・就業力増強講座

履修科目と修士論文によって、弁理士試験の一部科目免除が受けられるような講義科目にしてあるが推奨はしていない。現実に過去の合格者は、修士論文免除を受ける前に短答式試験合格している。但し、弁理士試験合格者が弁理士試験を希望する後輩を指導することができる自主講座の場を提供している。

重視しているのは、修了生の調査プロによる特許・意匠・商標の調査能力と報告書作成能力を高めるための就業力増強講座である。エクスターンシップ前に自主的に履修することにより実践力を培うことができる。

③修了後のサポート体制

修了後はいつでも、気楽に教員に相談できる体制である。実務上の質問をその分野に得意なベテラン弁理士に何時でも相談できるので、修了後教育が充実しているといえる。

(3) 弁理士等有資格者の聴講生を積極的に認めた講義

修了生が何年も同じ講座を研究生・聴講生として受講していることに本研究科の特徴がある。知的財産法は生きている学問であるので、毎年聴講しても飽きないといわれる。有資格者の弁理士には人数限定はしているが、聴講生としての参加を積極的に認めている。聴講料が非常に安価であるため、本年度も15名の聴講生がいる。現在3科目について、本学修了生でない弁理士を聴講生として受け入れ、学生に刺激を与えている。

聴講生を許可するか否かは、教員の許可と研究科委

員会決定が必要である。

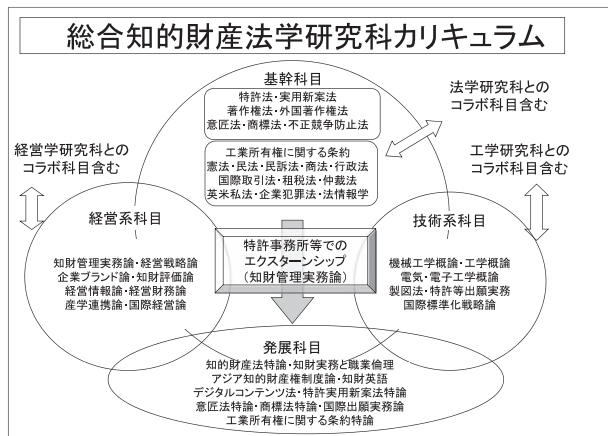
弁理士の有資格者を聴講生と認めている現段階での科目は次のとおりである。

院生とは別に実務家からの質問も多く、特許事務所では得られない情報も多い。

<p>意匠法特論Ⅰ・Ⅱ（特許庁意匠課長山田繁和客員教授） 聴講生が定員オーバーになる場合はお断りする。</p>	<p>審査基準に沿った、審査官から見た判断を事例をふんだんに盛り込んだ講義である。意匠保護の国際的な動向や日本での変化を知ることができる。</p>
<p>知的財産法特論Ⅰ（総論・各論） （上原伸一客員教授：元朝日放送著作権部長）</p>	<p>日本著作権法の特徴や、国内外で起こっている今の問題を取り上げ、その根本に戻って何が問題か、著作権実務を理解する。 法理論でなく実務論である。</p>
<p>産学連携論（飯田＋α） アクティブ・ラーニングとワークショップによる参加型授業である。</p>	<p>産学連携ビジネスのみならず中小企業支援に必要な総合知識（弁理士試験科目では不足）を実践的に習得する講義である。</p>

(4) 特徴あるカリキュラム

また、本研究科のカリキュラムの主なものを図式化すると次のようになる。



① 法学の基礎的教育の充実

法学分野における教育の重要性から、法学未修者への基礎的教育の充実を図り、憲法、行政法、民法Ⅰ（総則・物権）、民法Ⅱ（債権）、商法、民事訴訟法、仲裁法、企業犯罪法、経済法、租税法、国際私法、国際取引法、国際民事訴訟法及び英米私法の基礎科目を配置している。

② 理論と実務とを架橋する教育

実務家教員が中核になって基幹科目の主要科目において教育を担当する。主要科目として特許法、実用新案法、意匠法・商標法、著作権法、不正競争防止法及

び外国著作権法を配置し、また、知財管理実務論においては、弁理士事務所等において実務研修（エクスターナシップ）等を受ける。

エクスターナシップは、知的財産管理実務論として設けられた本研究科独自の教育実習システムであり、夏季休暇中に行われる。指導教員は本学の教員であり、いわば教育実習に相当するものである。インターナシップとは異なり、知財実務と職業倫理の単位を取得し、秘密保持の教育を受けた者のみが受講資格がある。教員と学生との顔合わせ会（面接）を経て、学生が特許事務所に受け入れられるか否かが決まる。

報告会は、9月に開催する知財アカデミー合宿で学部学生の希望者も交えて行われる。秘密事項に関しては報告しないように注意して行われる。



エクスターナシップ報告会の様子



知財実務と職業倫理の検索実習

5. 法学部最先端技術関連法研究所での取り組み

本学には、知的財産分野など最先端技術関連法を研究する研究所が法学部に設けられており、知的財産法に関連する研究会や講演会を単独或いは大学院総合知的財産法研究科と合同で開催するなど一定の実績を上げている。

大学院生の参加は原則自由であるが、学部生は参加を認めていない。しかし、大学院と共に開催する講演

会・シンポジウムには参加自由となることもある。公開講演会となるとときも多い。

次の写真は、知財大学院 10 周年記念シンポジウムとして、昨年 10 月、学生や一般向けに最先端技術関連法研究所が主催して開催したものである。本学卒業生がどのようなところで現実に働いているかを紹介した。学生に非常に人気があったシンポジウムであり、これにより一般学生の知的財産に関する興味が増したようである。これも本年「知的財産法」や「著作権と法」の履修登録生が増した理由の 1 つであろう。例えば、授業ではあまり詳しく教えないパテントプールの実務の紹介等教員が知りたい内容でもあった。



「現職警察官の知的財産教育の現状と再教育の可能性」についてもこのシンポジウムで、元神奈川県警本部生活安全部長江崎澄孝氏から報告された。本学の今後の警察官教育への起点になるものである。本年 3 月には法学部主催で、「知的財産権侵害犯の現場から今後の知財教育のあり方を探る」のシンポジウムも行われ、警察官に対する知財教育を具体的に検討する段階となっている。この講演会は、(一社)日本コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) の久保田裕専務理事がモデレーターになり、パネリストとして、元神奈川県警の江崎澄孝氏、(一社)日本映像ソフト協会、(一社)日本音楽著作権協会、(一社)日本レコード協会の職員が参加し、ACCS からは三橋信司マネージャがパネリストとして登壇した。

尚、過去に次のような講演会も行い、学生・教員への知財教育への意識強化がなされてきた。

○知的財産権保障の将来 ～知的財産権で企業と消費者を守る～警察庁の取り組み・不正商品対策協議会の活動 ○国際標準に資する人材育成について国際標準化戦略論 ○コンソーシアムによる標準化 ○ISO/IEC JTC1 SC29 の標準化戦略 ○技術移転・

産学連携と科学コミュニケーション ○アメリカの最先端技術に関する判例解釈の紹介 ○セカンドライフの現状と法律問題 ○中国の知的財産問題 ～中国の紛争処理方法を知的財産問題から知ろう～ ○国際標準化行政について ○IT 時代のインサイダー取引・相場操縦問題 ○中国の知的財産権問題 ～日本企業にも影響を与える中国特許法の改正について～ ○中国の知的財産権と模倣品問題 ○中国の特許出願と真の発明者認定問題 ○ブランドを守る –ブランドと商品デザイン– ○中国の知的財産権裁判所と開設後の受理状況その他最近のトピックス ○現職警察官の知財教育の現状と再教育の可能性 ○職業実践力育成に向けたこれからの知財人財育成 ○知的財産権侵害犯の現場から今後の知財教育のあり方を探る。

6. 警察官・地方公務員志望者に対する学部横断的教育への試み

教育の学部間壁を乗り越えることは容易ではないことが、副学長に就任してよく理解できるようになった。理工学部における知財教育は来年から始まる(本年度入学生の 2 年次から)が、これは、理工学部の教員と法学部の教員 4 名からなるコラボ授業である。パテントコンテスト・デザインパテントコンテストに関しては、理工学部の教授の個人的指導で昨年複数応募したが残念ながら出願対象には至らなかった。理工学部へのパテントコンテストへの協力依頼は、大学の教務部長、大学院工学研究科長そして理工学部長に口頭でお願いし、その後 INPIT 情報をデータで送り、理工学部長から理工学部全教員に学内メールにて発信した。INPIT や文部科学省からのパテントコンテストに関する書類は理工学部長に届かないことが分かった。この現象はたぶんの大学も同じである。よってパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの案内は知り合いの教授と理工学部長・工学部長などに直接送付することが必要である。このようにコラボ授業とパテントコンテストは学部間壁を乗り越える最初の試みであり同じキャンパス内での試みである。

理工学系の大学等での知財教育はすでに多くの大学でなされ、パテント誌にも発表されている。技術面からの知財教育導入を、アクティブ・ラーニング、ワークショップ形式で行うと有効である。社会科学系は、著作権から導入するのが理解されやすい。体育系学部

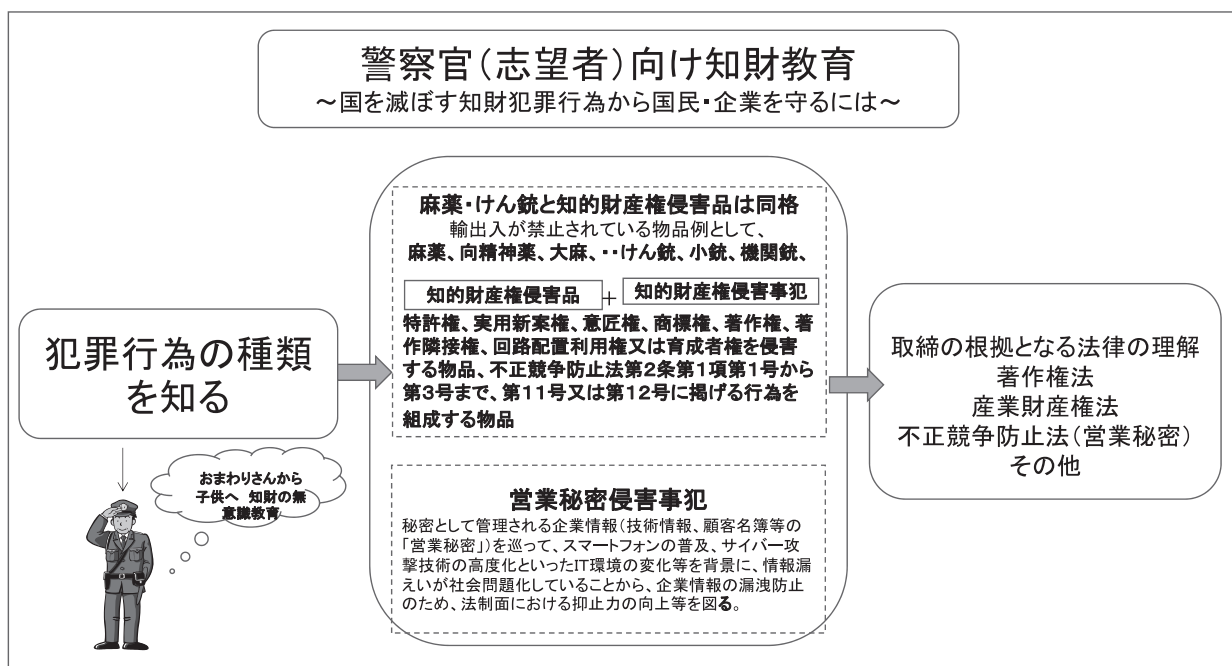
での知財教育には上記2つの視点は通用しない。しかも本学は、世田谷キャンパス（政経学部・理工学部・法学部・文学部）、多摩キャンパス（体育学部）、町田キャンパス（体育学部こどもスポーツ教育学科・21世紀アジア学部）の3つのキャンパスに分かれているので、キャンパスが異なる学生の教育をどうするかに関する問題がある。幸い、本学では、防災・救急救助総合研究所を介して、学部横断的授業のモデルとして、全新生へ向けた防災の基礎知識教育や防災リーダー養成教育をすでに導入しているため、切り口と、実践教育できる教員確保ができれば不可能なことではないと考えている。特に毎年130名以上の警察官合格者の実績は、法学部と体育学部の垣根を取り払うことも可能である。

検事出身の教員、警察官（神奈川県警本部生活安全部長）出身の教員、企業犯罪法担当の教員等の力を借りながら、警察官志望者に早期の段階で知財の知識を身につけさせて警察官に送り出すようにすることと、同時に地方公務員になる学生も多いので、地方公務員に求められる知的財産の知識を学部横断的に実践するプログラムを構築することを計画している。将来的には教職希望者にも展開していきたい。

小生も防災・救急救助総合研究所の研究員であり、学部横断的授業の難しさは経験している。ポイントは学生に優しい大学教育として知財教育をどのように位置づけ、理事長・学長の積極的なサポートを取り付けるかである。その点、本学では、体育学部の教職員に

知的財産教育を理解させる方法として、就職に密接に関係する「警察官」をキーワードとすれば全学横断的教育は可能であろうと考えている。警察官も公務員であるので、地方公務員を志望する学生に対してもまとめて教育する方法を模索している。

警察官と知的財産権とのキーワードは「犯罪」というキーワードであるので、一般的な知的財産教育とは異なり、刑事罰という観点から掘り下げていく教育を想定している。まずは、関税法でその輸出入が禁止されている物品として、“特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第11号又は第12号に掲げる行為を組成する物品”が“麻薬、向精神薬、大麻、けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品”と並んで規定され、関税法等で処罰されることを理解させ、けん銃と知的財産侵害品（模倣品等）は同じぐらいの重要性を持つものであることを認識させる。次に、平成27年10月2日警察庁生活安全局長から各都道府県警察長宛に出された「不正競争防止法の一部を改正する法律の公布について（通達）」で示されているように、営業秘密侵害事犯の取締強化として、「2 営業秘密保護対策官の指定：各都道府県警察にあっては、現に、生活経済事犯担当部門において、営業秘密侵害事犯の捜査を担当している警視又は警部の階級にある者のうち、1名以上を営業秘密保護対策官に指定して、各警察署が取扱う営業秘密侵害



事犯に関する被害相談に対する指導，企業が集う各種セミナー・会合への参加，営業秘密侵害事犯捜査の事件指導等の業務に従事させること。なお，生経官においては，営業秘密保護対策官を対象とした教養を実施する予定であることを申し添える。」との記載が有ることを説明し，警察官も営業秘密などの知的財産に関する知識を有することが必要になっていることを説明する。このように，警察官志望者あるいは警察官再教育を行う場合の知財教育は，今までのような知的財産法の基礎から学ぶのではなく，知財刑事罰としての各論から保護の必要性を教えることが効果的であるといえる。

7. 結び

以上のように，本学では，過去10年で，知財教育の実績・成果を上げることができた。このような成果は，知財教員のみではできません。特に小生が法学部に赴任する前に強力な知的財産に関するカリキュラムを整備して頂きましたことは，法学部全教員のサポートがあってこそ成し得たものであります。教員の皆様に感謝申し上げます。

また，大学院総合知的財産法学研究科の設置に大変ご尽力頂きました東京大学玉井克哉教授，政策研究大学院岡本薫教授（当時文部科学省著作権課長），当時の法学部長渡辺則芳教授，加藤直隆教授，小林成光教授にこの紙面を借りまして御礼申し上げます。

（原稿受領 2016. 5. 16）